



「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正(素案)」と 「次期せたがやインクルージョンプラン(素案)」 へご意見・ご提案をお寄せください

☎ 障害施策推進課 ☎03-5432-2958 ☎03-5432-3021

1 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正(素案)



区HPQ 34329

この条例は、心身の機能に障害のある当事者だけでなく、様々な状況・状態にある区民が、互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会の実現を目指して制定されました。

改正の背景

国連の障害者権利委員会から日本政府への勧告の内容等を踏まえ、「次期せたがやインクルージョンプラン」の策定とあわせて改正に向けた検討を進め、障害者施策推進協議会等でいただいた意見をもとに条例改正の素案をまとめました。



改正点

条例を広く区民に周知する取組み「世田谷たがいちがいプロジェクト」おひろめ会の様子▶

● 自立した生活と地域社会への包容

障害のある当事者自らが選択した、地域社会での生活の実現に取り組みます。

● 障害者の意思決定支援

区と障害福祉サービス事業者等に、「意思決定の支援に配慮し、その実施に努める」ことを定めるとともに、区が必要な施策を講じます。

● 区政への参加・参画

区民参加の会議では、障害のある当事者が主体的に参加できるよう、特性に応じた環境整備に努めます。

条例と計画の関係性

「せたがやインクルージョンプラン-世田谷区障害施策推進計画-」では、条例の章立てをもとに4つの項目を設け、条例の内容を具体的に実行するための方向性や施策を定めます。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

具体化

せたがやインクルージョンプラン -世田谷区障害施策推進計画- 〈4つの柱〉

① 障害に対する理解の促進及び
障害を理由とする差別の解消② 安心して暮らし続けることが
できる地域づくり③ 参加及び活躍の場の拡大のための
施策④ 情報コミュニケーションの推進の
ための施策

郵送提出用 宛名用紙

1 5 4 8 7 6 6

料金受取人払郵便
世田谷局承認

定形郵便物

6122

差出有効期限
2026年
10月8日まで
(切手不要)

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの
部分を切り取って宛名用紙とし
て利用することはできません。
ご了承ください。

番27号
課 行

(差出 住所/世田谷区 丁目 番 号
人 氏名/

「たがいに拍手、ちがいで握手。」一度聞いたら頭に残るキャッチフレーズです。これは、アートやワークショップを通じてお互いの違いを尊重しあうことの価値を楽しむ「世田谷たがいちがいプロジェクト」の合言葉です。このプロジェクトは、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の理念を広げるために実施しています。

本号では、条例の一部改正(素案)と、条例の理念を具体的な施策へとつなげるための計画「次期せたがやインクルージョンプラン(素案)」をご紹介します。

条例改正(素案)は、国連障害者権利委員会から出された日本政府への勧告をいち早く取り入れるため、関係団体の皆さんから寄せられた声を踏まえ、検討を重ねてきたものです。

また、せたがやインクルージョンプランは、高次脳機能障害への支援の充実に向けた法整備など、障害福祉を取り巻く環境の変化や新たな課題にも対応しています。そして、誰もがお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自らが選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会を実現するため、今後3年間の取組みの方向性を示しています。

ぜひ皆さんの幅広いご意見・ご提案をお寄せください。

世田谷区長
のぶと
保坂展人